

飛島ウミネコ繁殖地モニタリング調査業務委託 仕様書

1 業務名

飛島ウミネコ繁殖地モニタリング調査業務委託

2 目的

国天然記念物「飛島ウミネコ繁殖地」の指定地である館岩・百合島において、ウミネコの個体数・巣数・巣密度・繁殖成功率をモニタリングし、将来的な保全管理施策に資する傾向把握や対応策の立案を支える定量的な基礎資料を収集する。

3 履行期間

契約の日から令和8年8月31日まで

4 履行場所

山形県酒田市飛島ほか

5 受託要件

国・県・市いずれかの天然記念物に関する調査実績があること。

6 業務内容

ウミネコモニタリング調査

(1) 調査項目と手法

原則、「環境省 自然環境局 生物多様性センター」が実施する「モニタリングサイト 1000 小島嶼（海鳥）調査」において設定している固定調査区内で、下記の調査項目を実施すること。

①個体数

各固定調査区内において、成鳥及び幼鳥の個体数をカウントする。

②巣数

各固定調査区内において、巣数のカウントをする。また、巣内にウミネコの卵が確認できる場合は、卵の数もカウントすること。

③巣密度

巣数のカウントを基に、各固定調査区 1 m²あたりの巣密度を算出する。

④繁殖成功率

各固定調査区内において、複数の巣に対してマーキングを行い、その巣の状況を目視で観察する。マーキングにあたっては、杭や測量テープなどでマーキングを行うも

のとし、巣の損壊やウミネコの繁殖活動に影響がでない方法を検討し実施すること。

なお、繁殖成功率は、「巣立った雛／産卵数」で算出するものとする。

(2) 調査対象地

調査対象地は、「別紙2_ウミネコモニタリング調査対象地」に示すものの、紙面上でおおよその位置を示すものであるため、調査区ごとに打設している調査杭（20m幅で2本打設）を基準とすること。

① 館岩

- ・ 北東部調査区 2か所 (80 m²×2か所=160 m²)
- ・ 南部調査区 1か所 (80 m²×1か所=80 m²) 計 240 m²

② 百合島

- ・ 北部調査区 1か所 (80 m²×1か所=80 m²)
- ・ 南東部調査区 1か所 (80 m²×1か所=80 m²) 計 160 m²

(3) 調査時期および回数

ウミネコモニタリング調査は4月に1回、5月に2回、6月に1回の計4回実施するものとする。調査日の決定にあたっては、事前に委託者の了承を得ること。ただし、荒天などによる定期船の欠航などで調査が実施できない場合は、委託者と協議のうえ代替日程を決定し実施するものとする。

(4) その他

① 館岩においては、ウミネコの繁殖が固定調査区以外で行われることが確認されている。このような繁殖も定量的に把握する必要があるため、調査日に固定調査区外でウミネコの繁殖が確認された場合は、当該箇所の上陸観察、望遠鏡などにより個体数のカウントを行うこと。さらに観察が可能な場合は、調査期間中の個体数の経過及び繁殖の状況を追跡し、委託者に報告すること。

② 百合島においては、調査地へのアクセスは渡船により現地へ渡る必要がある。そのため、海況などの条件で渡船によるアクセスができない場合は、代替手段としてドローンによる空撮を行い、後日撮影した画像を基に個体数のカウントを行うものとする。なお、天候や風速などでドローンの使用も困難な場合は、その回の調査は中止とする。

③ 各調査においては現地写真を撮影し、データの裏付けとし、成果品として提出すること。

7 安全対策

調査場所は一部で起伏の激しい箇所や海に面する箇所があるため、天候や現地の状況に十分に留意し調査者の安全を第一に実施すること。また、調査箇所に応じて、ヘルメットやライフジャケットの着用すること。ドローンの使用に関しては、風速・視界条件など事前に安全基準を設定し、条件を満たす場合のみ実施すること。

8 法令および倫理遵守

調査地は国天然記念物の指定地であることから、調査による影響を最小限とするよう徹底すること。調査の実施にあたり必要となる文化財保護法及び自然公園法に基づく許可申請に関しては委託者が行う。

なお、ドローン使用に当たっては関係法令の遵守するとともに必要な手続きがある場合は事前に受託者が行うこと。

9 成果品

本業務における成果品は、いずれもDVDでの納品とし、カラーでの出力を前提として作成すること。成果品の作成にあたっては、下表に示す内容を最低限満たすものとする。なお、成果品の提出期限は、令和8年8月31日までとする。

調査	提出物	内容
ウミネコ モニタリング調査	調査報告書	<ul style="list-style-type: none">・調査概要（日時・場所・天候）・個体数、巣数（卵数も含む）、巣密度、繁殖成功率の記録・館岩内の固定調査区以外での個体数、繁殖状況等の記録
	調査データ	<ul style="list-style-type: none">・調査原簿・調査写真（ドローンで撮影した写真も含む）

10 所有権等

- (1) 本業務の実施に係る成果品（業務報告書等）の所有権は全て委託者へ帰属する。
- (2) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

11 検査

委託者が検査した後、業務に不備があった場合は、受託者は速やかにその調査について再作業を行い、最終検査に合格したものを成果品とする。

12 委託料の支払い

委託者は、本業務終了後に委託料を支払うものとする。受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、委託者は正当な請求書を受け取った日から30日以内に受託者に支払うものとする。

1.3 再委託

受託者は、本業務の一部又は全部を再委託する場合は、委託者の承諾を得なければならない。

1.4 疑義の解決

本業務の実施にあたり、仕様書等に明示なき事項がある場合又は疑義を生じた場合、受託者は速やかに委託者に申し出て協議するものとする。

1.5 その他

- (1) 荒天等のため、予定する時期に飛島に移動できない場合等は、受託者と委託者は協議し代替日程を決定するものとする。
- (2) 定期船は気象等の状況により欠航することがあるため、本業務の渡航を計画する際は、定期船の就航状況や気象予報などを確認し検討すること。定期船の欠航により必要となった追加の経費（延泊費など）について委託者はこれを負担しない。